

北海道地域振興条例の検討の視点

■ 地域振興を取り巻く状況の認識

〔人口減少・少子高齢化社会の進行〕

- 北海道では、全国を上回るスピードで人口減少や少子高齢化が進行し、各地域における高齢者世帯の増加が見込まれ、医療、介護サービス、生活支援といった住民サービスの重要性は、益々高まっている。
こうした中で、住民サービスの主要な提供主体である市町村のサービス提供機能の低下が懸念されており、このような対応として、多様な手法による連携などが求められている。

〔広域的な連携の取組の必要性〕

- 東日本大震災の発生を契機として、大災害時における自治体の行政機能の重要性が改めて認識され、自治体の行政機能を維持、確保していくために、遠隔地間での災害時の相互応援協定の締結など、広域的な視点での防災・減災の取組も求められている。
- 第30次地方制度調査会では、市町村間の広域連携を今後の有効な行政サービス提供体制として位置付け、その積極的な活用の必要性を答申するとともに、これを受けて、国では、これまでの広域行政制度に加え、新たに連携協約制度等を創設する法改正手続を進めている。

〔地域の主体的な取組と振興局の役割〕

- 道では、これまで、地域の創意と主体性を活かした地域振興や市町村への権限移譲を進めるとともに、振興局の体制や権限の充実に努めてきている。
今後の人ロ減少や少子高齢化の進展を踏まえると、地域の事情や特性に応じた取組の展開や連携・協働などが益々重要になることから、振興局を地域づくりの拠点として、市町村等との緊密な連携のもとに施策を効果的に進め、地域が主体となる社会の実現を目指していくことが求められている。

■ 主な検討内容

〔市町村間連携の推進〕

- 東日本大震災の発生を契機として、ライフラインや行政機能の維持のための広域的な連携など、大災害に備えた防災、減災の視点から安全・安心な地域づくりが求められていることから、この点を踏まえた改正の検討。
- 基礎自治体として重要な役割を担う市町村は、多様な広域連携制度を活用することにより、幅広い分野での連携を推進することが求められていることから、この点を踏まえた改正の検討。

〔地域づくりの拠点としての振興局〕

- 道は、地域の課題に即応した行政運営を行う振興局を地域づくりの拠点として、市町村等との連携のもとに、地域振興に関する施策を推進しており、その重要性は、益々高まっていることから、この点を踏まえた改正の検討。

〔分権型社会に向けた対応〕

- 道は、地域の創意と主体性を一層發揮できる分権型社会の実現に向け、必要な役割を果していくことが求められていることから、この点を踏まえた改正の検討。